**誓約書**

（団体名）　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）は、アマゾンジャパン合同会社（以下「Amazon」という。）及びその関連会社が提供するほしい物リスト機能を用いたAmazon『みんなで応援』プログラム（以下「本プログラム」という。）に参加されるにあたり、次の各事項を表明し確約する。

1. 甲は、法令及び社会規範を遵守し、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（“事業目的”）のためのみに本プログラムを利用する。甲は、事業目的が法令や定款で定める目的の範囲内の活動であることを確認する。甲は、本プログラム利用に関して、Amazon.co.jp利用規約その他の諸規約が適用されることに同意する。
2. 甲は本プログラムで受領した商品を、事業目的以外に消費・利用したり、他に転売したりしないものとし、甲の関係者にもそれを遵守させるものとする。
3. 甲の基本情報は下記の通りであり、変更があった場合は速やかにＡｍａｚｏｎ.co.jpサイト上での登録情報を変更するとともに、Amazonに通知するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 住所（商品の配送先） |  |
| 連絡先（電話、メール等） |  |
| 担当者名 |  |

1. Amazonは、本誓約書において申告された情報（以下「申告情報」という。）につき甲に証明や説明を求め、又は調査をすることができる。申告情報に虚偽等があった場合には、Amazonは、甲の本プログラムへの参加を取り消し、甲への本プログラムに関連するサービスの提供等を停止することができる。また、申告情報に虚偽等があったことに起因し、Amazon、他のお客様又は第三者に損害を与えた場合、甲は、自らの責任でこれを解決し、これらの者に迷惑をかけない。
2. 甲の本プログラムへの参加の選定に関して、Amazonから本プログラム参加団体の選定を委託された事業者による違法行為又は不正行為が発覚した場合、甲の違法行為等の有無にかかわらず、Amazonは、甲の本プログラムへの参加を取り消し、甲への本プログラムに関連するサービスの提供等を停止することができる。
3. 前2条の定めにかかわらず、Amazonは、その裁量により、予告なく本プログラムに関連するサービスの停止、アカウントの停止、コンテンツの削除と編集、注文のキャンセル等を行う権利を留保する。
4. 本プログラムに関連して、甲が甲の関係者その他第三者との間で紛争等が生じた場合、甲は、自らの責任で紛争等を解決し、Amazon及びその関連会社に迷惑をかけない。
5. 甲は活動全般並びに甲のサイトに掲載された資料の正確性、完全性、妥当性について単独で責任を負い、Amazon及びその関連会社に迷惑をかけないものとする。
6. 甲は、本プログラムに申込みをした以降に事情変更が生じた場合、速やかに申告情報を訂正して、Amazonに通知するものとする。
7. 甲は、Amazonの技術、顧客、販促及びマーケティング活動、財務その他事業に関するその他の非公開情報（以下、「秘密情報」という）の秘密を保持するものとし、第三者に開示してはならないものとし、かかる秘密情報を本プログラム利用のためのみに使用するものとする。なお、甲及びその関係者にも同様の義務を課すものとする。ただし、以下の各号に定める情報は、「秘密情報」に含まれない。
	* 1. 甲若又はその関係者の責に帰すべき作為又は不作為によらずに公知となった情報
		2. Amazonから提供を受けた時点において既に甲が保有していたことを書面によって証明できる情報
		3. 第三者から受領した情報で、適切に取得又は開示を受けた情報
		4. 甲が、秘密情報によらずに独自に開発したことを書面によって証明できる情報
8. 甲は、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、政治活動標ぼうゴロ、組織的犯罪集団等並びにこれらの構成員等の反社会的勢力等を指す。以下同じ。）の維持又は経営に関与してはならない。また、甲は、反社会的勢力に、その経営又は運営に従事又は協力させてはならない。甲は、反社会的勢力に対し、形式を問わず、資本供与又は資金の提供（資金の貸付けを含むがこれに限られない。）を行ってはならず、また、甲は、反社会的勢力から、形式を問わず、資本供与又は資金の提供を受けてはならない。甲は、第三者が反社会的勢力であることを知りながら当該第三者との間で取引を行ってはならない。
9. 甲は、本書に違反し、それによってAmazon及びAmazonの関連会社並びにそれらの取締役及び役員に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。
10. Amazon並びにAmazonの関連会社は、甲が当該損害の可能性を助言されていた場合であっても、(a)間接的、付随的、特別、派生的、若しくは懲罰的損害、又は(b)利益、収益、顧客、機会及び営業権の喪失について、いかなる訴因又は責任の法理に基づくかを問わず、甲に対し責任を負わないことを甲は確認する。いずれの場合においても、本プログラムの運営に基づくAmazon及びAmazonの関連会社の責任の合計は、5000ドルを超えない。本条における制限は、適用法に最大限許容される範囲に限り適用される。
11. 甲は、甲及びその取引金融機関が、国連安全保障理事会、米国政府、欧州連合若しくはその加盟国又はその他適用ある政府当局が発動した制裁措置の対象となっておらず、またそれらの政府当局が保持するリスト（米国財務省の特定国籍業者リスト及び制裁回避者リスト並びに米国商務省の団体リスト等）を含むいかなる禁止若しくは規制の対象者リストにおいても指定されておらず、又は当該禁止若しくは規制の対象者により所有若しくは支配されていないことを表明し保証する。
12. ほしい物リスト及び本プログラムに関連してAmazon又はその関連会社が甲に提供したすべての資料の著作権その他知的財産権は、Amazon及びその関連会社に帰属し、甲は本プログラムのために必要な限りにおいてこれらの資料を利用するものとし、無断複写、転載は禁じられる。本書の準拠法は、日本法とする。本書から生じる紛争については、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。
13. 甲は、<http://phx.corporate-ir.net/phoenix.zhtml?c=97664&p=irol-govConduct> に掲載されているAmazonの「業務上の行為及び倫理に関する規範」（“Code of Business Conduct and Ethics”）（「Code」）が、政府又は民間との取引を問わず、いかなる理由であれいかなる者に対しても賄賂を贈ってはならないと規定していることを認識する。甲は、日本の刑法、米国のForeign Corrupt Practices（海外腐敗行為防止法）、英国のBribery Act（賄賂防止法）を含め、適用ある腐敗防止法（「腐敗防止関連法令」）及びCodeの贈賄の禁止に関する条項を遵守しなければならず、取引を獲得又は維持するために、直接又は間接を問わず、政府役人に対し有価物を提供してはならない。甲は、自身で、又は第三者を通じて、政府役人への違法な支払をしてはならない。

以上各事項を確認のうえ、甲の適式に授権された者により、下記に署名又は記名押印し、Amazonに提出する。

**（甲）**

署名：

日付：　　　　年　　　　月　　　日